



## 意 見 書

本審査会は、令和2年6月25日付けで市長から提出された調査依頼書に基づき、同月22日付けで市民から天理市議会議長に提出された調査請求書に記載された事案について調査を行いましたので、次のとおり本審査会の意見を申し上げます。

天理市政治倫理条例（以下「本条例」という。）第5条は、市議会議員の職務の公平性を担保して市民からの信頼を確保することを目的としたものであり、同条第1項で、議員は、1親等の親族が経営する企業が、市等が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならないことを定め、請負契約辞退に向けた議員の努力の結果として、第3項において、議員は、辞退届を提出するものとされています。

この点につき、本審査会では、所要の調査に基づき、岡部哲雄氏（以下「岡部氏」という。）と株式会社岡部工務店（以下「岡部工務店」という。）の代表取締役とが1親等の親族であること、岡部工務店と市が令和元年度において調査請求書に記載の請負契約を締結したこと及び岡部氏から辞退届が提出されていないことを事実として認定しました。

しかし、本条例第5条は、議員に対し請負契約の辞退及び辞退届の提出について法的義務を課すものではなく、これに向けた議員の努力義務を規定するにとどまるのであって、その努力義務を果たしたか否かは専ら岡部氏の主観によるところであり、客観的に本審査会が努力義務の違反の有無を判断することはできないと言わざるを得ません。

以上のことから、本審査会としては、調査請求書において指摘された本条例第5条第1項及び第3項の遵守事項について岡部氏が違反していると断じることができないとの結論に至りました。

しかしながら、本条例第5条第1項は、平成29年第2回天理市議会定例会において、岡部氏を含む全議員の賛成により改正され、本条の対象となる企業が従前の配偶者のみから現在の1親等の親族とされたことに鑑みると、岡部氏には同条を遵守すべき政治倫理上の責任があると考えられることから、岡部氏には、本条例第5条第1項及び第3項の設置目的実現に向けたより一

層の努力を望むものであります。

天理市長 並河 健様

令和2年8月28日

天理市政治倫理審査会

会長 川崎 祥記